



フェロー企画運営小委員会規約

2021年9月16日 第2回総務財務委員会承認

(目的)

第1条 本規約は、総務財務委員会規程（0201）第4条に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）フェロー企画運営小委員会（以下、「小委員会」という）に関する組織運営を目的として定める。

(任務)

第2条 小委員会は、本会のフェローが、本会の諸活動に積極的・能動的に参画することにより、本会の目的達成に率先して貢献できるように支援する。

2 小委員会は、以下の活動についての企画運営策の検討をおこなう。

- (1) Eメールなどを活用し、フェローのネットワークの構築を進める。
- (2) フェローが自主的に参加する活動を企画・運営する。
- (3) 企画・運営に際しては、上記ネットワークを通じ、フェローからの意見等を収集するとともに、それへの積極的・能動的参画を呼びかける。
- (4) 本会各委員会、部会、支部などからフェローの活動へのニーズを収集する。
- (5) フェローの活動について、定期的に総務財務委員会に報告する。
- (6) その他

(基金の設立)

第3条 小委員会は、日本原子力学会フェロー基金を設立運用することができる。

2 フェロー基金は、第2条第2項の活動に使用することができる。

3 フェロー基金の運用は日本原子力学会フェロー基金規約（0304-02）に定める。

(組織)

第4条 小委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 総務担当理事（委員）
- (2) フェロー（委員）
- (3) 特別委員

2 小委員会には、委員長1名、副委員長1名、幹事をおく。

3 特別委員は、担当副会長の他、部会等運営理事とする。

(フェローへの協力要請)

第5条 小委員会は、第2条に定める活動を遂行するため、広くフェローに協力を要請することができる。

(任期)

第 6 条 第 4 条第 1 項の委員の任期は、2 年とし、再任をさまたげない。委員会メンバーが理事の場合は、職務としての任期とする。ただし、任期途中に交代した小委員会メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 7 条 委員長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 委員長は、小委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長は、議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

(副委員長)

第 8 条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第 9 条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第 10 条 委員は、会務を処理する。

(特別委員)

第 11 条 特別委員は、会長が指名する。

- 2 特別委員は、小委員会の議事に参加する。

(委嘱)

第 12 条 委員は、会長が委嘱する。

(議事)

第 13 条 小委員会の議事は、特別委員を除く委員総数の過半数の出席により成立する。小委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 緊急もしくは小委員会が定足数に達せず不成立の場合は、メール審議により議事する。メール審議の手続きは総務財務委員会メール審議細則（0201-00-02）に準ずる。

(代理者)

第 14 条 第 3 条の委員のうち、理事が委員の場合、この委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

(委員および特別委員以外の者の出席)

第15条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第16条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を得て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第17条 委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第18条 本規約の改定は、フェロー企画運営小委員会が起案し、総務財務委員会の承認を得たのち、理事会に報告するものとする。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。

附則

- 1 平成18年3月28日 第479回理事会制定、平成23年4月1日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成19年5月28日 第1回フェロー企画運営委員会起案、平成19年6月14日 第18・10回総務財務委員会承認、平成19年7月30日 第489回理事会承認
 - ② 平成23年3月22日 第515回理事会承認
 - ③ 平成28年11月11日 第2回フェロー企画運営小委員会起案、平成28年11月17日 第5回総務財務委員会承認、平成28年11月30日 第5回理事会報告
 - ④ 2021年8月27日 フェロー企画運営小委員会メール起案、2021年9月16日 第2回総務財務委員会承認、2024年3月14日 第7回理事会報告

附則

- 1 平成28年11月17日改定の規約は、総務財務委員会承認の日から施行する。
- 2 2021年9月16日改定の規約は、総務財務委員会承認の日から施行する。